及び第八十号を削り、第八十一号を第四十四号とし、第八十二号を第四十五号とし、第八十三号を削り、第八十四号を第四十六号とし、第八十五号から第八十七号までを三十八号ずつ繰り上げ、第八十八号を削り、第八十九号を第五十号とし、第九十号及び第九十一号を削り、第九十二号を第五十一号とし、第九十三号から第百四号までを四十一号ずつ繰り上げ、第百五号を削り、第百六号を第六十四号とし、第百七号を第六十五号とし、第百八号を削り、第百九号を第六十六号とし、第百十号から第百十五号までを四十三号ずつ繰り上げ、第百十六号及び第百十七号を削り、第百十八号を第七十三号とし、第百十九号を削り、第百二十号を第七十四号とし、第百二十一号から第百二十三号までを削り、第百二十四号を第七十五号とし、第百二十五号から第百二十七号までを削り、第百二十八号を第七十六号とし、第百二十九号から第百三十三号までを五十二号ずつ繰り上げ、第百三十四号及び第百三十五号を削り、第百三十六号を第八十二号とし、第百三十七号を第八十三号とし、第百三十八号を削り、第百三十九号を第八十四号とし、第百四十号を第八十五号とし、第百四十一号を削り、第百四十二号を第八十六号とし、第百四十三号から第百四十五号までを五十六号ずつ繰り上げ、第百四十六号を削り、第百四十七号を第九十号とし、第百四十八号を第九十一号とし、第百五十号を第九十二号とし、第百五十一号を第九十三号とし、第百五十二号及び第百五十三号を削り、第百五十四号を第九十四号とし、第百五十五号を削り、第百五十六号を第九十五号とし、第百五十七号を削り、第百五十八号を第九十六号とし、第百五十九号を削り、第百六十号を第九十七号とし、第百六十一号から第百六十三号までを六十三号ずつ繰り上げ、第百六十四号を削り、第百六十五号を第百一号とし、第百六十六号から第百七十三号までを六十四号ずつ繰り上げ、第百七十四号を削り、第百七十五号を第百十号とし、第百七十六号から第百八十一号までを六十五号ずつ繰り上げ、同表の5に次の五十四号を加える。

百十七　iPS細胞等自動培養装置開発加速事業
百十八　アジア拠点化立地推進事業費補助金
百十九　革新型太陽電池研究開発
百二十　革新的触媒による化学品製造プロセス技術開発プロジェクト
百二十一　革新的新構造材料等技術開発
百二十二　革新的バイオマテリアル実現のための高機能化ゲノムデザイン技術開発
百二十三　高温超電導コイル基盤技術開発プロジェクト
百二十四　高温超電導直流送電システムの実証研究
百二十五　工業品等に係るビジネスマッチング・商品開発支援事業
百二十六　高効率ノンフロン型空調機器技術の開発
百二十七　高速炉等技術開発委託費
百二十八　国際研究開発・実証プロジェクト
百二十九　固体高分子形燃料電池実用化推進技術開発事業
百三十　固体酸化物形燃料電池等実用化推進技術開発事業
百三十一　個別化医療に向けた次世代医薬品創出基盤技術開発
百三十二　再生医療等産業化促進事業
百三十三　再生可能エネルギー熱利用高度複合システム実証事業費補助金
百三十四　再生可能エネルギー発電支援のための大型蓄電システム緊急実証事業
百三十五　再生可能エネルギー余剰電力対策技術高度化事業費補助金
百三十六　産学連携評価モデル・拠点モデル実証事業
百三十七　次世代材料評価基盤技術開発プロジェクト
百三十八　社会課題対応センサーシステム開発プロジェクト
百三十九　準天頂衛星システム利用実証事業
百四十　省エネ型ロジスティクス等推進事業費補助金
百四十一　省エネルギー型代替フロン等排出削減技術実証支援事業
百四十二　小規模事業者活性化事業
百四十三　新事業活動・農商工連携等促進支援事業
百四十四　水素利用技術研究開発事業
百四十五　製錬副産物からのレアメタル回収技術開発
百四十六　先端省エネルギー等部素材開発事業
百四十七　先端農業産業化システム実証事業
百四十八　戦略的省エネルギー技術革新プログラム
百四十九　ソフトウェア制御型クラウドシステム技術開発プロジェクト
百五十　太陽光発電多用途化実証事業
百五十一　地域新産業戦略推進事業
百五十二　地域水素供給インフラ技術・社会実証事業
百五十三　地域バイオディーゼル流通システム技術実証事業費補助金
百五十四　地域力活用市場獲得等支援事業
百五十五　地下空洞型処分施設閉鎖技術確証試験
百五十六　地熱発電技術研究開発事業
百五十七　中小企業海外展開総合支援事業
百五十八　中長期研究人材交流システム構築事業
百五十九　日米等エネルギー環境技術研究・標準化協力事業
百六十　燃料電池自動車のための水素供給インフラ用大型水素容器の試験施設整備事業
百六十一　農業成長産業化実証事業
百六十二　バイオ燃料製造の有用要素技術開発事業
百六十三　発電用原子炉等廃炉・安全技術開発費補助金
百六十四　発電用原子炉等廃炉・安全技術基盤整備委託費
百六十五　風力発電高度実用化研究開発事業
百六十六　風力発電のための送電網整備実証事業費補助金
百六十七　福島県再生可能エネルギー次世代技術開発事業
百六十八　ものづくり中小企業連携支援事業
百六十九　レアメタル・レアアース等の代替材料・高純度化技術開発
百七十　ロボット介護機器開発・導入促進事業

○法務省告示第三百十号

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七条第一項第二号の規定に基づき、平成二十四年法務省告示第百二十七号（出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき高度人材外国人等に係る同法別表第一の五の表の下欄（ニに係る部分に限る。）に掲げる活動を定める件第二条の表の下欄に掲げる活動を指定されて在留する者等の在留手続の取扱いに関する指針）の一部を次のように改正する。

平成二十五年八月二十九日

法務大臣　谷垣　禎一

別表第三に次の一号を加える。

十一　特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法（平成二十四年法律第五十五号）第四条第一項又は第六条第一項

別表第四の2中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号から第十六号までを一号ずつ繰り上げ、第十七号を削り、第十八号を第十六号とし、第十九号を第十七号とし、第二十号を第十八号とし、第二十一号を第十九号とし、第二十二号から第二十四号までを三号ずつ繰り上げ、第二十五号を削り、第二十六号を第二十二号とし、第二十七号から第三十六号までを四号ずつ繰り上げ、第三十七号を削り、第三十八号を第三十三号とし、第三十九号から第四十八号までを五号ずつ繰り上げ、第四十九号を削り、第五十号を第四十四号とし、第五十一号から第六十七号までを六号ずつ繰り上げる。